

公益財団法人日本高専・大学支援財団
2026年度第1回奨学生募集要項（春募集）

1. 趣旨

当財団は、将来、理学、工学系の分野で社会に貢献しうる有用な人材の育成及び教育の発展に寄与するため、理学、工学系の分野を専攻する大学生、高等専門学校生に対する給付型の奨学金の支給事業を実施します。

2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

この奨学金の応募資格は、次の各号に該当する者としてします。

- (1) 出願する年の4月1日現在、大学又は高等専門学校に在学し、理学、工学系の分野を専攻する学生で、原則として年齢が35歳以下であること
- (2) 出願する年の4月1日現在、大学3・4年生又は高等専門学校専攻科1・2年生に在学していること
- (3) 日本国籍を有すること
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康であること

4. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額25,000円

(2) 支給の期間

奨学生として採用されたその年度の4月から、原則として在学大学又は~~在学高等専門学校専攻科~~を卒業若しくは正規の就学期間（大学の場合、4年次修了、~~高専専攻科の場合、2年次修了~~）を終了するときまでの期間とします。

ただし、5.に定める奨学金の停止又は廃止事由に該当する場合には、期間の途中で終了する場合があります。

(3) 支給の時期

初年度4月分から7月分は8月に4ヶ月分をまとめて支給します。

8月分以降は2ヶ月分を翌月20日に支給します。

尚、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とします。

(支給スケジュールは以下の通りです。)

- ① 8月・9月分 → 10月20日
- ② 10月・11月分 → 12月18日
- ③ 12月・1月分 → 2月19日
- ④ 2月・3月分 → 3月19日

5. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。なお、留学期間については、原則として停止するものとしますが、個別事情によっては支給を継続することがあります。

- (1) 留年、休学、留学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学大学又は高等専門学校で処分を受けたとき
- (8) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
- (9) この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき

6. 募集方法

大学又は高等専門学校の窓口を通じて募集します。

原則として学生からの直接応募は一切受け付けません。

7. 応募の手続 ※学内選考通過者のみ後日提出

~~次の書類を揃え、大学又は高等専門学校の担当窓口へ提出してください。~~

- ~~(1) 奨学生願書・履歴書（所定の様式）~~
- ~~(2) 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもので、本人の情報のみが記載されているもの）~~
- ~~(3) 在学証明書~~
- ~~(4) 成績証明書（入学から出願する年の3月までの成績が記載されたもの。なお、高等専門学校専攻科1年生の方は高等専門学校本科の成績が記載されたもの）~~
- ~~(5) GPAの学力基準証明書（GPAが記載されたもので、大学又は高等専門学校が発行する書類であること。なお、GPAを導入していない場合は、(4)成績証明書のみの提出で良い。）~~

大学受付期限：2026年5月14日（木）17時

- ①（年度内初回申請時のみ）「学内選考用データ登録用紙」を学生センター2階経済支援係窓口へ提出
②「大学推薦奨学金申請書」を専用フォームか学生センター2階経済支援係窓口へ提出

~~(6) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）~~

~~(7) 大学学長又は高等専門学校長等（以下「大学学長等」という。）の推薦書（所定の様式）~~

8. 応募締切日

~~2026年6月1日（月）当財団事務局必着~~

9. 選考及び決定

(1) 選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定します。

(2) 選考結果については、大学又は高等専門学校及び本人に通知します。（2026年7月下旬を予定）

10. 進級時及び卒業時の手続き

進級時及び卒業時には、次の書類を揃え、事務局に提出いただきます。

[進級する学生] 提出期限：当該年4月末日

(1) 生活状況報告書

(2) 成績証明書

(3) 異動届出書

[卒業する学生] 提出期限：当該年3月末日

(1) 卒業後進路報告書

(2) 成績証明書

(3) 卒業証書のコピー又は卒業証明書

11. 交流会への参加

当財団から奨学生への指導・助言活動の一環として、当財団の奨学生、理事、監事、評議員、選考委員及び事務局等の財団関係者が参加する奨学生交流会やOB・OG交流会等を実施いたします。

詳細は後日お知らせいたしますので、奨学生として採用された方はご参加をお願いいたします。

12. その他

応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡をさせていただく（または、応募者本人との面談をお願いする）場合があります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上